

## 疾患別リハビリテーション料の見直し（案）

### 1 概要

- 平成18年度診療報酬改定においては、発症早期のリハビリテーションを強化し、早期改善を目指すために、リハビリテーション料を疾患別に再編成するとともに、算定日数上限及びこれの適用除外対象となる患者を設定し、介護保険との役割分担を図ったところ。
- 今回、診療報酬改定結果検証部会におけるリハビリテーション料の検証結果を踏まえ、18年度改定の趣旨に則り、よりきめの細かい対応を行うため、以下のとおり、疾患別リハビリテーション料の一部変更を行う。

### 2 具体的内容

#### 1 算定日数上限の除外対象患者について

- 検証結果より、少数であるが、医学的に改善の見込みがあるが、医療保険でのリハビリテーションが継続されていないと思われる事例等があることから、必要なリハビリテーションを医療保険で確実に受けていただけるよう現行の除外対象患者の範囲について、以下のとおり整理・変更する。

<p>改善の見込みがある場合に除外対象となる患者 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の疾患（②を除く）</li> <li>・ 急性心筋梗塞、狭心症、慢性閉塞性肺疾患</li> <li>・ 上記に準じて必要と認められる場合</li> </ul>
<p>治療上有効と医学的に判断される場合に除外対象となる患者 ②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児（者）リハビリテーション料の対象となる患者（加齢に伴う心身の変化による疾患にり患するものを除く）</li> <li>・ 先天性又は進行性の神経・筋疾患</li> </ul>

\* ①の患者については、医学的な改善の見込みが明確に示される必要が